

2025 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 っ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

当社の元代表取締役吉田弘明氏に対する損害賠償請求等訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、元代表取締役である吉田弘明氏の在任中の職務執行に関し、会社法第 423 条第 1 項に基づく任務懈怠による損害賠償責任および、譲渡制限付株式割当契約に基づく当社株式の名義変更手続の履行を求める訴訟を、東京地方裁判所に提起することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日
東京地方裁判所民事部 2025 年 7 月 22 日（予定）
2. 訴訟を提起した者（原告）
ピクセルカンパニーズ株式会社
上記代表者監査等委員 櫻井紀昌
3. 訴訟を提起した相手方（被告）
吉田 弘明
4. 損害賠償請求額
 - (1) 8 億 4421 万 3084 円及びこれに対する遅延損害金
 - (2) 譲渡制限付株式割当契約に基づき被告に付与された当社普通株式 140 万株の無償取得（名義変更手続の履行請求）
5. 訴訟の内容
 - (1) 被告である当社元代表取締役は、子会社ピクセルエステート株式会社における太陽光発電事業に関連し、架空取引による前渡金の不正支出、当該資金の一部を自己の借入金返済に流用した事実、さらに、当社取締役会の承認を得ずに連帯保証契約を締結するなど、長期にわたりコンプライアンス違反及び不適切な会計処理を行っていたことが、外部専門家による特別調査委員会の報告により判明しました。これらの行為は、会社法第 330 条及び民法第 644 条に基づく善管注意義務、会社法第 355 条に基づく忠実義務に違反するものであり、会社法第 423 条第 1 項に定める任務懈怠責任が認められると判断し、当社が被った損害額 8 億 4,421 万 3,084 円の損害賠償請求を提起したものです。

- (2) 当社は2023年5月、被告との間で締結した譲渡制限付株式契約に基づき、当社普通株式140万株を割当てておりましたが、被告が当該契約に定める法令違反・内部規程違反等の無償取得事由に該当すると判断し、2024年2月及び2025年4月にかけて、同株式の無償取得通知を実施しました。しかしながら、被告は手続を履行していないため、名義変更手続の履行を求め提訴したものです。

6. 今後の見通し

本件訴訟の係属および判決の帰趨によっては、当社業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現時点において、2025年12月期の業績に与える具体的な影響は未定です。今後、重要な進展があった場合には、速やかに開示いたします。

以上